平成３０年（フ）第１２７号
愛知県西尾市吉良町岡山八幡山10番地１
債務者　三鈴運輸株式会社
代表者代表取締役　鈴木　伸吾
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　大史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２６８号
広島市西区大宮１丁目24番14―301号
債務者　田上　明子
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷　　学
４　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市松陽台町19番地２　県営松陽台第二団地51棟１号
債務者　迫間　　順
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　　諒
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市国府町分上１丁目122番地１
ハイツオーク205号
債務者　北浦　香月
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４６号
群馬県太田市堀口町219番地２、前住所神奈川県鎌倉市御成町８番35―202号
債務者　大竹　映水
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　一博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２０８号
京都市伏見区石田森西65番地２　エトワールヤマダ202号室
債務者　和田　幸子
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　綾一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町19番３号　トーカンマンション第一南林寺907号
債務者　橋口　孝之
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　昌宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３８号
千葉県四街道市千代田４丁目20番８号
債務者　井町　美可
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４４号
千葉県八街市文違301番地4522ヴァンフルール202
債務者　塚田　由美
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５１号
千葉県成田市囲護台1149番地93（ハイムルピナス103）
債務者　黒川　澄夫
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５８号
千葉県八街市八街に162番地４　ＷＡＮＩＨＡＮＡ　ＢＡＳＥ　201号室
債務者　越川　大介
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第７１号
千葉県富里市七栄523番地６　（レオパレスアンダンテ203）
債務者　簗瀬謙太郎
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第７７号
千葉県成田市御所の内18番地２（フォレストコート101）
債務者　土屋あき子（旧姓芝田）
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第８４号
千葉県佐倉市西志津２丁目７番１号　南志津グリーンタウン１―202
債務者　橋本　英幸
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１７号
川崎市高津区新作３丁目15番３号　クラウンハイム多摩川　308
債務者　樋口　裕太
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
川崎市高津区諏訪３丁目21番７号　シャルム57　302
債務者　砂流　陽助
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係